

伊丹市立中学校課外部活動に伴う生徒引率旅費助成要綱

(平成7年4月1日制定)

(目的)

第1条 この要綱は、伊丹市立中学校の課外部活動を奨励するため、市外で実施される大会および合宿等に生徒を引率する学校教職員に対し、引率旅費助成金を交付することにより、スポーツおよび文化の振興に寄与することを目的とする。

(助成金)

第2条 助成金の額は、市外で開催される大会や対外試合および合宿等に生徒を引率する職員の旅費相当額を、予算の範囲において交付する。

(交付申請)

第3条 助成金の交付の申請をする者は、学校長とする。学校長は、中学校課外部活動引率助成金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を教育委員会へ提出しなければならない。

(交付決定)

第4条 教育委員会は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査のうえ、助成金交付の可否を決定し、その旨を学校長に通知しなければならない（様式第2号）。

(請求)

第5条 助成金の交付決定の通知を受けた学校長は、中学校課外部活動生徒引率助成金請求書（様式第3号。以下「請求書」という。）を教育委員会へ提出しなければならない。なお、当該年度事業終了後、実績報告書兼精算書（様式第4号）を教育委員会へ提出しなければならない。

(交付)

第6条 教育委員会は、前条の請求書を受理したときは、学校長に助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第7条 教育委員会は、次の各号の一に該当するときは、その助成金の交付決定を取消、既に交付した助成金の全部または一部を返還させることができる。

- (1) 交付を受けたものが、その他の旅費との重複や不正な行為により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 行事の中止等により、実績額が助成額を下回った場合。
- (3) 教育委員会が不相当と認めたとき。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成7年4月1日以後に開催・実施される行事から適用する。